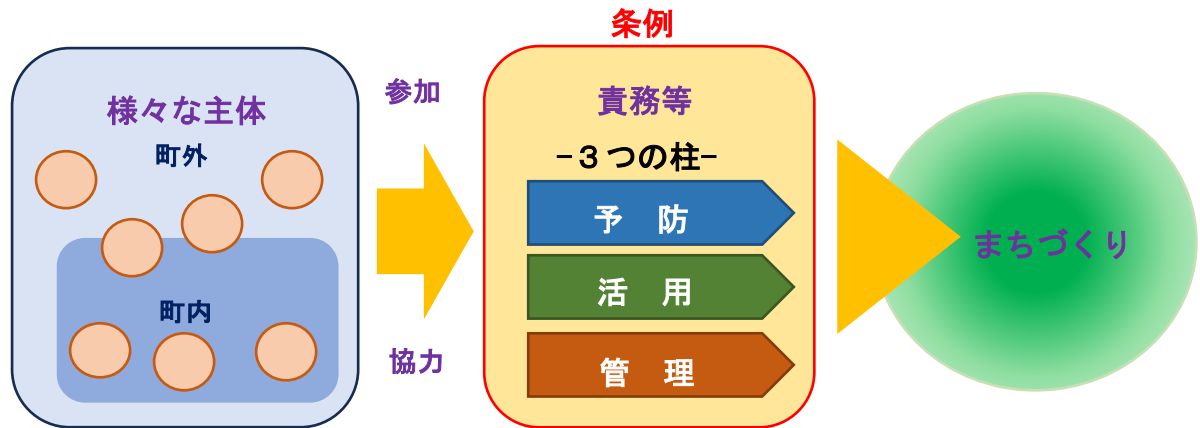


『苦前町空家等の適切な管理に関する条例』の改正概要

【条例改正の概要図】



【条例改正の概要表】

第1章 総則		
1	目的	地域コミュニティ・まちづくりを追加し、全町的取組とした。
2	(7)町民等に主体を追加	自治組織等（町内会等）、地域活動団体等（NPO等）、町内に存する建物の所有者等（町外在住者含）を追加。
2	(8)事業者等を主体に追加	町内所在の空家を扱う不動産業者、建設業者など。
第2章 責務等		
3	町の責務を追加	条例において明確に位置付け。 総合的推進、体制整備、財政措置、まちづくり促進
4	所有者等の責務を明示	「活用」の努力義務を追加。 施策協力義務は改正前条例で規定済。
5	町民等の責務を明示	「予防」「活用」「管理」の促進努力義務。
6	事業者等の責務を追加	空家の「活用」「管理」の努力義務、施策協力義務。
7	自治組織等の役割を追加	コミュニティ活性化のため積極的役割を果たす努力義務。
第3章 空家等の発生の予防・活用等及び適切な管理の推進		
8	「空家等対策計画」策定	条例において明確に位置付け。
10	「予防」について追加	所有者等の「予防」努力義務。 町の補助制度を位置づけ。
11	「活用」について追加	所有者等、事業者等の「活用」努力義務。 町の助成制度を位置づけ。
12 ～ 16	「管理」について追加	12 所有者等の「管理」責任。町の支援・補助制度を位置付け。 法の規定に基づいて空家等へ町が講ずる措置や手続を明示。 → 14 管理不全空家等、15 特定空家等
	勧告前の意見聴取を削除	先進事例を踏まえ削除。
	命令に従わない場合の公表を削除	先進事例を踏まえ削除。
17	緊急安全措置規定	現行条例で規定しており、改正案でも同様に規定する。
第4章 実施体制等		
18 19	実施体制について追加	18 庁内体制の整備、19 関係機関との連携を規定。
20	空家等管理活用支援法人	改正法による新設規定の再掲。
第5章 雑則		